

通報受付対応点検委員会設置要綱

令和 8 年 8 月 13 日
8 財 経 総 第 816 号

(名称)

第 1 条 本会は、通報受付対応点検委員会（以下「点検委員会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 東京都（以下「都」という。）は「東京都社会的責任調達指針」（以下「調達指針」という。）に係る通報受付窓口について、「東京都社会的責任調達指針」に係る通報受付窓口業務運用基準」（以下「業務運用基準」という。）第 4 条第 3 号に基づき、その適正な運用を図るため、有識者で構成される点検委員会を設置する。

(所掌事項)

第 3 条 点検委員会委員は、次の各号に掲げる事項を行う。

- 一 通報受付窓口における通報への受付対応状況を確認し、都が行う今後の制度の運用に関する参考意見を付すこと
- 二 その他上記に関連した必要な事項

(委員)

第 4 条 委員は、紛争解決その他持続可能性に関連する分野について専門的な知識及び経験を有すると認められる者とし、都がこれを選定し、委嘱する。

2 点検委員会において確認及び意見する通報（以下「当該通報」という。）に関し、次の各号に該当すると認められる者は、当該通報について確認及び意見することができない。

- 一 当該通報の当事者その他関係者との間に特別な利害関係を有する者
- 二 当該通報について確認及び意見するに当たり、その公正性・中立性を害するおそれがある者

3 点検委員会には座長を置き、委員の互選によってこれを定める。

4 座長は、点検委員会を代表し、会務を総理する。

5 委員又は第 7 条第 2 項の規定により点検委員会に出席した委員以外の者に対し、謝礼金を支払うことができる。

6 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

7 委員の名簿は公表する。

(委員の責務)

第 5 条 委員は、持続可能性の理念のほか、調達指針等の趣旨を十分理解するとともに、その所属する組織等を代表せず、あくまで公正・中立の立場にある一個人として、その責務を果たすことを十分に認識した上で、通報への対応状況について確認及び意見しなければならない。

(任期)

第 6 条 委員の任期は、委嘱を受けた日から 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(点検委員会の開催等)

第7条 点検委員会は、都がこれを招集する。

2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

3 座長は、必要があると認めるときは、書類の回議をもって会議に替えることができる。

4 座長は、効率的な会議運営など必要があると認めるときは、オンライン（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法をいう。）を活用した会議を開催することができる。

(点検委員会の議事概要等の作成及び公表)

第8条 座長は、点検委員会の概要を作成し、原則、これを公表する。ただし、東京都情報公開条例第7条各号に規定する情報を取り扱うとき又は座長が公表を不適当と認めるときは、この限りではない。

(守秘義務)

第9条 委員又は第7条の規定により点検委員会に出席した委員以外の者は、点検委員会において知り得た情報（点検委員会に提出された資料の内容、各委員の意見等を含むが、これらに限らない。ただし、都により公開されたものを除く。）について、その秘密を保持しなければならないものとする。

(庶務)

第10条 点検委員会の庶務及び連絡調整は、財務局経理部総務課がこれを行う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、点検委員会の運営に関する事項その他必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年8月13日から施行する。